

令和8年（2026年）4月3日

指定障害福祉サービス事業所	}	管理者様
指定障害者支援施設		
指定障害児通所支援事業所		
指定障害児入所施設		

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

## 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等届出書の提出について

本市の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算については、あらかじめ本市へ事業年度ごとに届け出が必要となります。

つきましては、本加算を算定する事業所等については、次のとおり必要書類を提出してください。

## 1. 提出書類



様 式 名	
<b>様式 2-1</b>	福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（令和8年度） （処遇改善加算 <b>総括表</b> ）
<b>様式 2-2</b>	福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（令和8年度） （個表（ <b>4月、5月</b> ））
<b>様式 2-3</b>	福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（令和8年度） （個表（ <b>6月以降</b> ））

## 2. 様式等の掲載場所

以下のURL先の様式を確認の上、書類作成を行ってください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=181>

（掲載場所：「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「文書/カテゴリ検索」→「5. 横須賀市からのお知らせ」

→「8. 処遇改善加算」

### 3. 提出期限

令和8年4月15日（水）消印有効

※ただし、令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しない障害福祉サービス事業者等が、令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合の提出期限は、令和8年6月15日。

### 4. 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 法人・障害担当

（「処遇改善計画書（障害） 在中」と明記してください。）

※神奈川県内で電子申請を行った場合でも、本市内にある事業所で処遇改善加算等を算定する場合は、本市に提出してください。

### 5. 提出方法（※体制届に同封可）

郵送で提出してください。

※本市では電子申請は行っておりません。

※受領確認のための返信用封筒の同封は御遠慮ください。受領確認が必要な場合は、簡易書留など送付過程が確認できる確実な方法でお送りください。

### 6. 留意事項

#### （1）各様式について

必ずウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」から **令和8年度版の新しい様式をダウンロード**して使用してください。

#### （2）様式の作成について

作成に際しては、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度）」についての内容及び様式の記入例を確認していただいた後で、必要箇所を確実に入力してください。

なお、作成（提出）した書類の写しは必ず各事業所で保管ください。

#### （3）体制届への記載について

本計画書で算定された加算区分については、体制届への記載が必要となりますので記載漏れに御注意ください。

#### （4）本件に関するお問合せについて

##### ア お問合せ方法

所定の質問票を使用し、電子メール又はFAXでお送りください。

##### イ 質問票の書式

「**2. 様式等の掲載場所**」にあるURL先の「**7. 体制届**」に掲載していますので御確認ください。

##### ウ 回答について

繁忙期につき、回答にお時間をいただく場合がございますので、余裕をもってお問い合わせください。

なお、制度詳細等は以下のコールセンターへ直接お問合せください。

**【福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】**

- ・ 電話番号：050-3733-0222
- ・ 受付時間：9:00～18:00（土日・祝日含む）

**【事務担当】** 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 法人・障害担当

電 話：046-822-8411

F A X：046-827-0566

メール：[shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp)